

佐賀県訓令甲第5号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 国際戦略推進監</u></p> <p><u>(20) I L C 推進監</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p>	<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) ユニバーサルデザイン推進監</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) コスメティック構想推進監</u></p> <p><u>(22) 国際戦略推進監</u></p> <p><u>(23) 観光戦略推進監</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p>

改正前	改正後
<p>第10条 略</p> <p>2 最高情報統括監が専決することができる事務について、最高情報統括監が不在のときは、<u>情報課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>3～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長（粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、<u>海外施策の総合調整及び推進に関する事務については国際戦略推進監、ILC施策の総合調整及び推進に関する事務についてはILC推進監、有田焼創業400年事業の推進に関する事務については有田焼創業400年事業推進監</u>）若しくは室長がその事務を代決することができる。</p> <p>11～18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 <u>国際戦略推進監が専決することができる事務について、国際戦略推進監が不在のときは、国際戦略推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p>	<p>第10条 略</p> <p>2 最高情報統括監が専決することができる事務について、最高情報統括監が不在のときは、<u>情報・業務改革課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>3～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長（<u>ユニバーサルデザインの推進に関する事務についてはユニバーサルデザイン推進監、粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業の推進に関する事務については有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想の推進に関する事務についてはコスメティック構想推進監、海外施策の総合調整及び推進並びに旅券に関する事務については国際戦略推進監、観光施策の総合調整及び推進に関する事務については観光戦略推進監</u>）若しくは室長がその事務を代決することができる。</p> <p>11～18 略</p> <p>19 <u>ユニバーサルデザイン推進監が専決することができる事務について、ユニバーサルデザイン推進監が不在のときは、ユニバーサルデザイン推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>20 略</p>

改正前	改正後												
<p>21 <u>I L C 推進監が専決することができる事務について、I L C 推進監が不在のときは、I L C 推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>22 略</p>	<p>21 略</p> <p>22 <u>コスメティック構想推進監が専決することができる事務について、コスメティック構想推進監が不在のときは、コスメティック構想推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>23 <u>国際戦略推進監が専決することができる事務について、国際戦略推進監が不在のときは、国際戦略推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>24 <u>観光戦略推進監が専決することができる事務について、観光戦略推進監が不在のときは、観光戦略推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p>												
<p>23 略 別表第1（第2条の2関係）</p>	<p>25 略 別表第1（第2条の2関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン</td> <td>自己の旅行命令に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン	自己の旅行命令に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン</td> <td>自己の旅行命令に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン	自己の旅行命令に関すること
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン	自己の旅行命令に関すること											
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型イン	自己の旅行命令に関すること											

改正前		改正後	
	フルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、 <u>ILC推進監</u> 、有田焼創業400年事業推進監及び出納局長		フルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、 <u>コスメティック構想推進監</u> 、 <u>国際戦略推進監</u> 、 <u>観光戦略推進監</u> 及び出納局長
	略		略
副本部長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監</u> 、 <u>ILC推進監</u> 及び有田焼創業400年事業推進監	特定政策組織（粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、 <u>国際戦略推進監</u> 及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、 <u>ILC推進監</u> 及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推	副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、 <u>コスメティック構想推進監</u> 、 <u>国際戦略推進監</u> 及び <u>観光戦略推進監</u>	特定政策組織（ <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、 <u>コスメテ</u>

改正前			改正後		
		進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること			<u>イック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること</u>
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部	自己の年次休暇等の処理に関すること

改正前			改正後		
	<p>長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、<u>国際戦略推進監</u>、<u>ILC推進監</u>、有田焼創業400年事業推進監及び出納局長</p>			<p>長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、<u>コスメティック構想推進監</u>、<u>国際戦略推進監</u>、<u>観光戦略推進監</u>及び出納局長</p>	
	略			略	
	<p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監、<u>国際戦略推進監</u>、<u>ILC推進監</u>及び有田焼創業400年事業推進監</p>	<p>特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること</p>		<p>副本部長、政策監、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、<u>コスメティック構想推進監</u>、<u>国際戦略推進監</u>及び<u>観光戦略推進監</u></p>	<p>特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること</p>
週休日の振替に関する事務	<p>会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ</p>	<p>自己の週休日の振替に関すること</p>	週休日の振替に関する事務	<p>会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ</p>	<p>自己の週休日の振替に関すること</p>

改正前			改正後		
	<p>対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、<u>国際戦略推進監</u>、<u>ILC推進監</u>、有田焼創業400年事業推進監及び出納局長</p>			<p>対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、有田焼創業400年事業推進監、<u>コスメティック構想推進監</u>、<u>国際戦略推進監</u>及び<u>観光戦略推進監</u>及び出納局長</p>	
	略			略	
	<p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監、<u>国際戦略推進監</u>、<u>ILC推進監</u>及び有田焼創業400年事業推進監</p>	<p>特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること</p>		<p>副本部長、政策監、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、<u>コスメティック構想推進監</u>、<u>国際戦略推進監</u>及び<u>観光戦略推進監</u></p>	<p>特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること</p>
時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	略		時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	略	
	<p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監、<u>国際戦略推進監</u>、<u>ILC推進監</u>及び有田焼創業400年事業推進監</p>	<p>特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること</p>		<p>副本部長、政策監、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、<u>コスメティック構想推進監</u>、<u>国際戦略推進監</u>及び<u>観光戦</u></p>	<p>特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること</p>

改正前			改正後		
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監、ILC推進監、有田焼創業400年事業推進監及び出納局長</u>	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	<u>略推進監</u>	自己の休日の代休日の指定に関すること
	略	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		略	
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監、ILC推進監及び有田焼創業400年事業推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、 <u>コスメティック構想推進監、国際戦略推進監及び観光戦略推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること

改正前			改正後		
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監</u> 、 <u>ILC推進監</u> 、 <u>有田焼創業400年事業推進監</u> 及び出納局長	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、国際戦略統括監、企業立地統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、歯科医療総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、 <u>粒子線治療推進監</u> 、 <u>有田焼創業400年事業推進監</u> 、 <u>コスメティック構想推進監</u> 、 <u>国際戦略推進監</u> 及び <u>観光戦略推進監</u> 及び出納局長	自己の宿日直勤務の命令に関すること
	略			略	
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監</u> 、 <u>ILC推進監</u> 及び <u>有田焼創業400年事業推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		副本部長、政策監、 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 、 <u>粒子線治療推進監</u> 、 <u>有田焼創業400年事業推進監</u> 、 <u>コスメティック構想推進監</u> 、 <u>国際戦略推進監</u> 及び <u>観光戦略推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第2（第3条、第4条関係）

別表第2（第3条、第4条関係）

改正前					改正後				
事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	本部長専決事務	課長専決事務	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	本部長専決事務	課長専決事務
1～10 略					1～10 略				
11	公益認定等に関する事務			公益認定等に係る認定、認可及び監督に関すること					
12～21 略					11～20 略				
別表第3（第3条、第4条関係）					別表第3（第3条、第4条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
略					略				
統括本部	県政に関する提案、要望等の整理に関する事務	略			統括本部	県政に関する提案、要望等の整理に関する事務	略		
統括本部	文化行政に関する事務	文化行政の基本方針に関すること	文化行政の総合調整に関すること						
統括本部	東日本大震災の被災者支援に関する	略			統括本部	東日本大震災の被災者支援に関する	略		

改正前					改正後				
	る事務					る事務			
統括本部	防災の企画に関する事務		防災の企画に関する事務を処理すること						
統括本部	防災会議に関する事務		防災会議に関する事務を処理すること						
統括本部	県議会との連絡に関する事務	略			統括本部	県議会との連絡に関する事務	略		
					統括本部	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務		条例に基づく勧告及び公表に関すること	
秘書課	栄典及び褒章に関する事務	略			秘書課	栄典及び褒章に関する事務	略		
略					略				
情報課	地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		地域情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること	地域情報化に関する事務を処理すること	情報・業務改革課	地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		地域情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること	地域情報化に関する事務を処理すること

改正前					改正後				
情報課	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		行政情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること	行政情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること	情報・業務改革課	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		行政情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること	行政情報化に関する基本方針及び総合調整に関すること
					情報・業務改革課	業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		業務改革に関する基本方針及び総合調整に関すること	業務改革に関する事務を処理すること
危機管理・広報課	危機管理の総合調整に関する事務	略			危機管理・広報課	危機管理の総合調整に関する事務	略		
危機管理・広報課	広報に関する事務	略			危機管理・広報課	広報に関する事務	略		
					消防防災課	防災の企画に関する事務		防災の企画に関する事務を処理すること	
					消防防災課	防災会議に関する事務		防災会議に関する事務を処理すること	
消防防災課	災害対策基本法に関する事務	略			消防防災課	災害対策基本法に関する事務	略		

改正前			改正後							
略			略							
くらしの 安全安心 課	食育の推進 に関する事 務	略	くらしの 安全安心 課	食育の推進 に関する事 務	略	くらしの 安全安心 課	地域安全対 策に関する 事務	地域安全対 策の基本方 針に関する こと	地域安全対 策の推進計 画の決定に 関すること	1 地域安 全対策に 係る施策 の総合調 整に関す ること 2 地域安 全対策の 推進体制 の整備に 関すること 3 地域安 全対策に 係る会議 に関する こと 4 地域安 全対策の 推進計画 の実施に 関すること と

改正前				改正後				
								5 <u>地域安全対策の基本方針の実施に関すること</u>
								6 <u>防犯ボランティア支援センターの指定に関すること</u>
環境課	環境保全施策に関する事務	略		環境課	環境保全施策に関する事務	略		
略				略				
スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略		スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略		
				<u>スポーツ課</u>	<u>国民体育大会、全国障害者スポーツ大会等に関する事務</u>			<u>国民体育大会、全国障害者スポーツ大会等に係る事務を処理すること</u>

改正前					改正後				
文化課	文化に係る 施策の総合 調整に関する 事務	略			文化課	文化に係る 施策の総合 調整に関する 事務	略		
略					略				
地域福祉 課	<u>福祉のまち づくりに関する 事務</u>		<u>佐賀県福祉 のまちづく り条例に基 づく勧告及 び公表に関 すること</u>	1 <u>条例に 基づく適 合証の交 付に関す ること</u> 2 <u>条例に 基づく立 入調査に 関すること</u> 3 <u>条例に 基づく特 定施設の 整備基準 への適合 に係る報 告の徴収、 指導、助言 及び要請 に関する こと</u>	地域福祉 課	<u>地域福祉事 業に関する 事務</u>			<u>地域福祉事 業の実施に 関すること</u>
略					略				

改正前					改正後				
母子保健 福祉課	要保護女子 の保護更生 に関する事 務		売春防止法 及び配偶者 からの暴力 の防止及び 被害者の保 護に関する 法律の運用 指導方針に 関すること	法の運用指 導及び法施 行事務の監 督に関する こと	母子保健 福祉課	要保護女子 の保護更生 に関する事 務		売春防止法 及び配偶者 からの暴力 の防止及び 被害者の保 護等に関す る法律の運 用指導方針 に関するこ と	法の運用指 導及び法施 行事務の監 督に関する こと
略					略				
医務課	地方独立行 政法人佐賀 県医療セン ター好生館 に関するこ と	略	1・2 略 3 重要な 財産の譲 渡等の認 可に關す ること 4 略		医務課	地方独立行 政法人佐賀 県医療セン ター好生館 に関するこ と	略	1・2 略 3 重要な 財産の処 分等の認 可に關す ること 4 略	
略					略				
生活衛生 課	その他の生 活及び環境 の衛生に關 する事務	略			生活衛生 課	その他の生 活及び環境 の衛生に關 する事務	略		
国際交流 課	国際交流に 関する事務		職員の海外 派遣研修に 関すること	1 海外の 交流地域 等との交 流事業に					

改正前					改正後				
				関すること と 2 在外県 人会との 連絡調整 及び支援 に関する こと 3 県民の 国際理解 の推進に 関すること と 4 外国青 年招致事 業に關す ること 5 在住外 国人の支 援に關す ること 6 財団法人 佐賀県 国際交流 協会(平成 2年2月 7日に財 団法人佐					

改正前					改正後				
				<u>賀県国際 交流協会 という名 称で設立 された法 人をい う。)との 連絡調整 及び支援 に関する こと</u>					
国際交流 課	国際協力に 関する事務			<u>1 研修員 等の受入 れに關す ること</u> <u>2 海外の 交流地域 等への協 力に關す ること</u>					
国際交流 課	一般旅券の 発給に關す る事務			<u>一般旅券の 発給申請に 係る審査並 びに作成及 び交付に關 すること</u>					
新エネルギー	エネルギー	略			新エネルギー	エネルギー	略		

改正前				改正後			
ギー課	政策に関する事務			ギー課	政策に関する事務		
略				略			
新産業・基礎科学課	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに関する事務	略		新産業・基礎科学課	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに関する事務	略	
企業立地課	企業誘致に関する事務	略		企業立地課	企業誘致に関する事務	略	
略				略			
商工課	伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務	略		商工課	伝統的地場産品産地の指導育成に関する事務	略	
商工課	<u>産業振興センターに関する事務</u>						<u>産業振興センターの管理運営に関すること</u>
新産業・基礎科学課	<u>窯業技術センター及び工業技術センターに関する事務</u>						<u>窯業技術センター及び工業技術センターの調査研究の調整に関すること</u>

改正前					改正後				
商工課	伝統的工芸品に関する事務（流通対策を含む。）	略			商工課	伝統的工芸品に関する事務（流通対策を含む。）	略		
略					略				
観光課	観光施策に関する事務		観光施策に係る実施方針及び実施計画に関すること	観光施策の実施に関すること	国際・観光部	一般旅券の発給に関する事務			一般旅券の発給申請に係る審査並びに作成及び交付に関すること
観光課	総合保養地域整備法に基づくリゾート構想に関する事務	法に基づくリゾート構想の基本方針に関すること	法に基づくリゾート構想に係る施策の企画に関すること	法に基づくリゾート構想に係る事務を処理すること	国際・観光部	総合保養地域整備法に基づくリゾート構想に関する事務	法に基づくリゾート構想の基本方針に関すること	法に基づくリゾート構想に係る施策の企画に関すること	法に基づくリゾート構想に係る事務を処理すること
観光課	通訳案内業に関する事務			通訳案内業の免許、免許の取消し及び営業停止処分に関すること					
観光課	旅行業法に関する事務			1 法に基づく登録、登録の取消し及び					

改正前					改正後				
				業務停止 処分に關 すること 2 法に基 づく報告 及び届出 に關する こと					
観光課	観光統計に 關する事務			国際観光統 計に關する 事務を処理 すること	国際・観 光部	観光統計に 關する事務			国際観光統 計に關する 事務を処理 すること
					国際経済 ・交流課	国際経済に 關する事務			1 国際経 済に係る 施策の推 進に關す ること 2 海外拠 点に關す ること
					国際経済 ・交流課	国際交流に 關する事務		職員の海外 派遣研修に 關すること	1 海外の 交流地域 等との交 流事業に 關するこ と 2 在外県

改正前						改正後					
											人会との 連絡調整 及び支援 に関する こと 3 県民の 国際理解 の推進に 関すること と 4 外国青 年招致事 業に関す ること 5 在住外 国人の支 援に関す ること 6 公益財 団法人佐 賀県国際 交流協会 との連絡 調整及び 支援に関 すること
						国際経済 ・交流課	国際協力に 関する事務				1 研修員 等の受入

改正前						改正後					
											れに関する こと 2 海外の 交流地域 等への協 力に関する こと
						おもてな し課	観光施策に 関する事務				観光施策の 実施に関する こと
						おもてな し課	通訳案内業 に関する事 務				通訳案内業 の免許、免 許の取消し 及び営業停 止処分に関 すること
						おもてな し課	旅行業法に 関する事務				1 法に基 づく登 録、登録 の取消し 及び業務 停止処分 に関する こと 2 法に基 づく報告 及び届出 に関する

改正前					改正後				
観光課	観光宣伝に関する事務			観光宣伝に関する事務を処理すること	<u>おもてなし課</u>	観光宣伝に関する事務			こと 観光宣伝に関する事務を処理すること
観光課	競輪開催届に関する事務			競輪開催届を進達すること	<u>おもてなし課</u>	競輪開催届に関する事務			競輪開催届を進達すること
観光課	東京情報センターに関する事務			東京情報センターの管理運営に関すること	<u>おもてなし課</u>	東京情報センターに関する事務			東京情報センターの管理運営に関すること
略					略				
農産課	農業会議及び農業委員会に関する事務		略	1 略 2 <u>農業者年金の監査及び指導に関すること</u>	農産課	農業会議及び農業委員会に関する事務		略	略
農産課	農業経営基盤強化促進法に関する事務	略			農産課	農業経営基盤強化促進法に関する事務	略		
農産課	農地保有合理化事業等に関する事務			1 <u>農地保有合理化事業に関すること</u>	農産課	<u>農地中間管理事業に関する事務</u>		1 <u>県の基本方針の策定に関すること</u>	1 <u>農地中間管理事業に関すること</u>

改正前					改正後				
				2 農地保有合理化法人に係る事務を処理すること				2 農地中間管理機構の指定に関すること	2 農地中間管理機構に係る事務を処理すること
農産課	農業の担い手の確保・育成に関する事務		1 就農促進方針に関すること 2 農村青少年育成対策に関すること	1 略 2 青年農業者育成センターに係る事務を処理すること 3・4 略	農産課	農業の担い手の確保・育成に関する事務		農村青少年育成対策に関すること	1 略 2・3 略
農産課	農業経営・技術の改良普及に関する事務		1 略 2 改良普及員の研修計画を決定すること 3・4 略	1 略 2 農業改良普及計画を決定すること 3～5 略	農産課	農業経営・技術の改良普及に関する事務		1 略 2 改良普及員の人材育成計画の決定に関すること 3・4 略	1 略 2 改良普及員の研修計画を決定すること 3～5 略
農産課	農山漁村における女性及び高齢者の育成指導並びに地域		1 農山漁村男女共同参画推進指針の決定に関	略	農産課	農山漁村における女性及び高齢者の育成指導並びに地域			略

改正前					改正後				
	づくりに関する事務		<u>すること</u> <u>2 農家生活指導士の認定に関すること</u>			づくりに関する事務		<u>女性農村アドバイザーの認定に関すること</u>	
略					略				
建設・技術課	建設工事等の入札及び契約の制度に関する事務		1 建設業者工事施行能力等級の査定に関すること 2 県工事入札参加資格者に対する指名停止に関すること 3 略	1 建設業者工事施行能力等級の承継に関すること 2 略	建設・技術課	建設工事等の入札及び契約の制度に関する事務		1 建設工事等入札参加資格の決定に関すること 2 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止に関すること 3 略	1 建設工事等入札参加資格の承継に関すること 2 建設工事等入札参加資格者に対する警告及び注意に関すること 3 略
略					略				
土地対策課	国土調査法に基づく地籍調査に関する事務			1 法第6条の3の規定に基づく地籍	土地対策課	国土調査法に基づく地籍調査に関する事務			

改正前					改正後				
				調査に関する県計画の報告、協議、承認、申請、公示及び通知に関すること 2 略 3・4 略					1 略 2 法第6条の3の規定に基づく県計画の策定等に関すること 3・4 略
土地対策課	土地収用法に関する事務		略	1 法第3条の規定による事業の準備のための土地の立入り及び土地の試掘の許可に関する	土地対策課	土地収用法に関する事務		略	1 法第11条及び第14条の規定に基づく土地の立入り及び土地の試掘等の許可に関する

改正前					改正後				
				<u>こと</u> <u>2 法第20</u> <u>条の規定</u> <u>による事</u> <u>業の認定</u> <u>及び告示</u> <u>に関する</u> <u>こと</u>					<u>2 法第20</u> <u>条及び第</u> <u>26条の規</u> <u>定に基づ</u> <u>く事業の</u> <u>認定及び</u> <u>告示等に</u> <u>関すること</u> <u>と</u>
				<u>3 法適用</u> <u>事業の廃</u> <u>止及び変</u> <u>更の届出</u> <u>を受理し、</u> <u>及び告示</u> <u>すること</u>					<u>3 法第28</u> <u>条の3の</u> <u>規定に基</u> <u>づく土地</u> <u>の形質の</u> <u>変更の許</u> <u>可に關す</u> <u>ること</u>
				<u>4 法第28</u> <u>条の3の</u> <u>規定によ</u> <u>る土地の</u> <u>形質の変</u> <u>更の許可</u> <u>に関する</u> <u>こと</u>					<u>4 法第30</u> <u>条の規定</u> <u>に基づく</u> <u>事業の廃</u> <u>止、変更</u> <u>の届出の</u> <u>受理及び</u> <u>告示等に</u> <u>関すること</u> <u>と</u>

改正前			改正後		
略			略		
建築住宅課	佐賀県住宅供給公社に関する事務	略	建築住宅課	佐賀県住宅供給公社に関する事務	略
			建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務	<p>1 条例に基づく適合証の交付に関すること</p> <p>2 条例に基づく立入調査に関すること</p> <p>3 条例に基づく特定施設の整備基準への適合に係る報告の徴収、指導、助言及び要請に関すること</p>
河川砂防課	河川に関する事務	略	河川砂防課	河川に関する事務	略

改正前					改正後				
略					略				
森林整備課	森林計画に関する事務		略	1～8 略 9 森林施 業計画の 認定、指導 及び援助 に関する こと 10・11 略	森林整備課	森林計画に関する事務		略	1～8 略 9 森林経 営計画等 の認定、 指導及び 援助に関 すること 10・11 略
略					略				
森林整備課	緑化の推進に関する事務			1 緑化基 本計画の 決定並び に緑化事 業に関す る指導及 び助成に 関すること 2・3 略	森林整備課	緑化の推進に関する事務			1 緑の県 土づくり 基本方針 の決定並 びに緑化 事業に関 する指導 及び助成 に関する こと 2・3 略
略					略				
港湾課	航路標識に関する事務	略			港湾課	航路標識に関する事務	略		
経営支援本部	行政事務の改善に関する事務	行政事務の改善方針を決定するこ	1 行政改 善委員会 に関する						

改正前					改正後				
			と	<u>こと</u> <u>2 事務処理改善委員会に関すること</u> <u>3 行政事務の改善に係る取組に関すること</u>					
経営支援本部	研修に関する事務			<u>1 研修実施計画に関すること</u> <u>2 研修の実施に関すること</u>		経営支援本部	研修に関する事務		<u>研修の推進に関すること</u>
経営支援本部	業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務			業務改革の推進に関すること					
法務課	公告式に関する事務	略				法務課	公告式に関する事務	略	
						法務課	公益法人等に関する事務		<u>1 公益法人の認定及び移行</u>

改正前					改正後				
									法人の認可に関すること
									2 公益法人及び移行法人の監督に関すること
法務課	宗教法人に関する事務			1 宗教法人の設立のための規則及び宗教法人規則の変更並びに宗教法人の合併について認証すること 2 宗教法人規則の認証及び宗教法人の合併の認証の取消しに関すること	法務課	宗教法人に関する事務			1 宗教法人の規則の認証、合併の認証及び任意解散の認証に関すること

改正前					改正後				
				<u>3 宗教法人の任意解散を認証すること</u> <u>4 宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止を命ずること</u> <u>5 略</u>					<u>2 略</u>
略					略				
職員課	児童手当及び子ども手当の認定に関する事務			職員の児童手当及び子ども手当の認定に関すること	職員課	児童手当の認定に関する事務			職員の児童手当の認定に関すること
略					略				
統計調査課	統計調査に関する事務			<u>1 指定統計調査の実施及び調査結果の公表に関すること</u>	統計分析課	統計調査に関する事務			<u>1 基幹統計調査の事務に関すること</u>

改正前					改正後				
				2 略 3 <u>指定統計調査の承認申請及び指定統計調査以外の統計調査の届出をすること</u> 4 <u>指定統計調査以外の統計調査の受託に関すること</u> 5・6 略					2 略 3 <u>統計法第24条第1項の規定による統計調査の実施の届出に関すること</u> 4・5 略
<u>統計調査課</u>	統計関係資料の編纂及び刊行に関する事務			1 統計資料の収集及び加工分析に関すること 2 統計刊行物を編集発行すること	<u>統計分析課</u>	統計関係資料の編纂及び刊行に関する事務			1 統計資料の収集及び加工分析に関すること 2 統計刊行物を編集発行すること
<u>統計調査</u>	統計職員の			1 統計職	<u>統計分析</u>	統計職員の			1 統計職

改正前					改正後				
課	研修に関する事務			員研修機 関へ派遣 する職員 を選定す ること 2 統計関 係職員の 研修会の 開催に関 すること	課	研修に関する事務			員研修機 関へ派遣 する職員 を選定す ること 2 統計関 係職員の 研修会の 開催に関 すること
統計調査課	統計の指導及び普及に関する事務			1 統計思 想の普及 に関する こと 2 統計図 表作成の 指導及び 展示会の 開催に関 すること 3 統計関 係者に係 る受賞予 定者の内 申に関す ること	統計分析課	統計の指導及び普及に関する事務			1 統計思 想の普及 に関する こと 2 統計図 表作成の 指導及び 展示会の 開催に関 すること 3 統計関 係者に係 る受賞予 定者の内 申に関す ること
略					略				

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- (佐賀県文書規程の一部改正)
- 2 佐賀県文書規程 (昭和55年佐賀県訓令甲第1号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項、<u>第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織 (粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)</u>をいう。</p> <p>(5) ~ (7) 略</p> <p>(8) 課長 課の長、本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第2条、第3条第1項<u>及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織 (ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第8号において「特定政策組織」という。)</u>をいう。</p> <p>(5) ~ (7) 略</p> <p>(8) 課長 課の長、本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、</p>

改正前	改正後
<p>生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長は、特定政策組織が置かれた場合に限る。</p> <p>(9)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、<u>国際戦略推進監専決事項、I L C 推進監専決事項及び有田焼創業400年事業推進監専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>別表第3（第44条関係） 文書保存期間</p>	<p><u>国際・観光部副部長</u>、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、<u>国際・観光部副部長</u>、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び出納局長は、特定政策組織が置かれた場合に限る。</p> <p>(9)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、<u>ユニバーサルデザイン推進監専決事項</u>、粒子線治療推進監専決事項、有田焼創業400年事業推進監専決事項、<u>コスメティック構想推進監専決事項</u>、<u>国際戦略推進監専決事項及び観光戦略推進監専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>別表第3（第44条関係） 文書保存期間</p>

改正前	改正後
<p>1 永久保存文書 (1)～(9) 略 (10) 統計及び調査に関する文書で重要なもの(<u>統計調査課所管のものに限る。</u>) (11)～(26) 略</p> <p>2 10年保存文書 (1)～(4) 略 (5) 統計及び調査に関する文書で重要なもの(<u>統計調査課所管のものを除く。</u>) (6)～(11) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>1 永久保存文書 (1)～(9) 略 (10) 統計及び調査に関する文書で重要なもの(<u>統計分析課所管のものに限る。</u>) (11)～(26) 略</p> <p>2 10年保存文書 (1)～(4) 略 (5) 統計及び調査に関する文書で重要なもの(<u>統計分析課所管のものを除く。</u>) (6)～(11) 略</p> <p>3～5 略</p>

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

- 3 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項、<u>第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項<u>及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項</u></p>

改正前	改正後
<p>者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p><u>の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

4 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成2年佐賀県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項、<u>第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項<u>及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、</u>ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、</u>観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者</p>

改正前	改正後
をいう。 (3)～(13) 略	<u>からなる組織</u> 、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。 (3)～(13) 略

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

5 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																	
(勤務する場所及び担当事務) 第2条 本部、部、企画・経営グループ、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。	(勤務する場所及び担当事務) 第2条 本部、部、企画・経営グループ、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>農林水産商工本部</u></td> <td>中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市</td> <td>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>観光課</u></td> <td><u>福岡市</u></td> <td><u>観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>企業立地課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			<u>農林水産商工本部</u>	中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。	<u>観光課</u>	<u>福岡市</u>	<u>観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</u>	企業立地課	略		略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>国際経済・交流課</u></td> <td>中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市</td> <td>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>企業立地課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			<u>国際経済・交流課</u>	中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。	企業立地課	略		略		
所属名	勤務する場所	担当事務																																
略																																		
<u>農林水産商工本部</u>	中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。																																
<u>観光課</u>	<u>福岡市</u>	<u>観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</u>																																
企業立地課	略																																	
略																																		
所属名	勤務する場所	担当事務																																
略																																		
<u>国際経済・交流課</u>	中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。																																
企業立地課	略																																	
略																																		